

料飲店等期限付酒類小売業免許  
に関するQ & A

令和2年4月17日  
国 税 庁

## 目次

### 【制度、手続等について】

- (問 1) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」とは何ですか。 P. 2
- (問 2) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請はいつからできますか。 P. 2
- (問 3) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」はどこへ申請すれば良いですか。 P. 2
- (問 4) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請方法はありますか。 P. 3
- (問 5) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請に必要な書類は何ですか。 P. 3
- (問 6) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」は申請からどのくらいの期間で付与されますか。 P. 3
- (問 7) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の取得には手数料等はかかりますか。 P. 3

### 【販売できる酒類の範囲等について】

- (問 8) 販売できる数量や酒類に制限はありますか。 P. 4
- (問 9) 開封済みの酒類でも販売できますか。 P. 4
- (問 10) 電話やインターネット等で注文を受け、例えば、料理と併せて酒類も宅配できますか。 P. 4

### 【免許取得に当たって遵守すべき義務等について】

- (問 11) 免許取得に当たって遵守すべき義務はありますか。 P. 5
- (問 12) 酒類販売管理者とは何ですか。 P. 5
- (問 13) 酒類販売管理者を選任する必要はありますか。また、酒類販売管理研修の受講は必要ですか。 P. 5
- (問 14) 「酒類の公正な取引に関する基準」等とは何ですか。 P. 6

(問1)「料飲店等期限付酒類小売業免許」とは何ですか。

(答) 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場(以下「料飲店等」といいます。)において飲用に供することを業とする方が、自らの料飲店等で提供している酒類を、来店客の自宅等での消費のための持ち帰り(テイクアウト)用に販売するためには、酒類小売業免許が必要です。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基因して料飲店等が酒類小売業免許を取得しようとする場合については、申請手続の簡素化・免許処理の迅速化を図る観点から、一般の酒類小売業免許とは別に、「料飲店等期限付酒類小売業免許」を設けたものです。

料飲店等期限付酒類小売業免許を取得することで、料飲店等において、在庫酒類の持ち帰り用の販売等を行うことができます。

なお、料飲店等期限付酒類小売業免許の期限は免許を受けた日から6か月です。

(問2)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請はいつからできますか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許は、令和2年4月10日から令和2年6月30日までの間に申請することができます。

(問3)「料飲店等期限付酒類小売業免許」はどこへ申請すれば良いですか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許は、当該免許を受けようとする料飲店等の所在地を所轄する税務署長へ申請する必要があります。

なお、酒税や料飲店等期限付酒類小売業免許を含むお酒の免許(製造・販売)等に関するご相談等は、税務署の酒類指導官(部門)において伺いますが、酒類指導官(部門)は全ての税務署には配置されておりません。

したがって、下記から料飲店等の所在地を所管する税務署を担当する税務署(酒類指導官配置署)をご確認の上、ご連絡、ご相談ください。

- 酒税やお酒の免許についての相談窓口(国税庁ホームページ掲載リンク)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

(問4)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請方法は何がありますか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許の申請は、当該免許を受けようとする料飲店等の所在地を所轄する税務署の窓口へ直接申請していただくほか、郵送やe-tax(イータックス)により申請することも可能です。

(問5)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請に必要な書類は何ですか。

(答) 「料飲店等期限付酒類小売業免許の申請時」に必要な書類は以下のとおりです。

【申請時に提出する書類】

- ・ 酒類販売業免許申請書、申請書次葉1(販売場の敷地の状況)及び次葉2(建物等の配置図)
- ・ 住民票写し(法人については法人の登記事項証明書)

【免許付与後に提出する書類】

- ・ 申請書 次葉3(事業の概要)及び次葉6(「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)
- ・ 酒類販売業免許の免許要件誓約書
- ・ 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し
- ・ 地方税(申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。)の納税証明書
- ・ その他税務署長が必要と認めた書類

※ 免許付与後に提出された書類についても審査を行います。審査の結果、免許の要件を満たさないことが判明した場合には、免許を取り消すことがあります。

(問6)「料飲店等期限付酒類小売業免許」は申請からどのくらいの期間で付与されますか。

(答) 申請の状況や、必要書類の提出状況にもよるため、一概には言えませんが、申請者のおかれた状況にも配慮し、可及的速やかに審査の上、免許を付与することとしています。

(参考) 一般酒類小売業免許の標準処理期間は2か月となっておりますが、料飲店等期限付酒類小売業免許については、可及的速やかに免許を付与します。

(問7)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の取得には手数料等はかかりますか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許の申請、取得について、手数料・登録免許税は不要です。

ただし、申請書に添付が必要な住民票の写し又は登記事項証明書、納税証明書の取得については、市役所等に対する所定の手数料が必要となります。

(問8) 販売できる数量や酒類に制限はありますか。

(答) 販売できる酒類の数量に制限はありませんが、販売できる酒類は、既存の在庫をはじめ既存(従来)の取引先から仕入れた酒類に限られます。したがって、新規の取引先から仕入れた酒類は販売できません。

なお、既存の取引先からの仕入れであれば、取り扱える酒類(商品)には制限はありません。

(問9) 開封済みの酒類でも販売できますか。

(答) 開封・未開封に関わらず販売可能です。

開封した酒類の販売方法としては、いわゆる①「量り売り」といわゆる②「詰替え販売」があります。

①「量り売り」とは、購入者の希望する酒類を、希望する量だけ、購入者または料飲店等が用意した容器にその場で注いで販売することをいい、料飲店等期限付酒類小売業免許を取得していれば、事前の届出や容器等への表示は必要ありません。

一方、②「詰替え販売」とは、仕入れた酒類をあらかじめ別の容器に小分け等しておいた上で販売することをいい、この方法により酒類の販売を行う場合には、詰替えを行う場所の所轄税務署長宛に、詰替えを行う日の2日前までに[酒類の詰替え届出書](#)(※1)を提出する必要があります。

また、詰替え酒類の販売の時までに、[表示方法届出書](#)(※2)を提出する必要があります。

詰め替えた後の容器については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律及び食品表示法に基づく表示義務が課されます。具体的には、当該容器の見やすい箇所に、料飲店等の住所・氏名又は名称、詰替え場所の所在地、詰め替えた酒類の内容量、品目、アルコール分、税率の適用区分(発泡酒、雑酒及びその他の発泡性酒類の場合)、発泡性を有する旨(発泡性を有する場合)、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示事項等を容易に識別できる方法で[表示](#)(※3)する必要があります。

※1 酒類の詰替え届出書については、[こちら](#)をご覧ください。

※2 表示方法届出書については、[こちら](#)をご覧ください。

※3 酒類の詰替え販売を行う場合のラベル表示例は、[こちら](#)をご覧ください。

(問 10) 電話やインターネット等で注文を受け、例えば、料理と併せて酒類も宅配できますか。

(答) 電話やインターネット等で注文を受け、近隣に宅配することは可能です。

※ 年齢確認の徹底など 20 歳未満の者への飲酒防止のための措置を講じる必要がありますので、ご注意ください。

なお、本格的な事業（2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象）として、インターネット等を利用して酒類を販売する場合は、「通信販売酒類小売業免許」を取得する必要があります。

(問 11) 免許取得に当たって遵守すべき義務は何がありますか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許の取得者が遵守しなければならない義務は、次のとおりです。

① 一般の酒類小売業免許の取得者と同様に、酒類の仕入れ、販売について帳簿に記帳する義務が課されるほか、販売数量の報告等を行う必要があります。

※ 販売数量の報告書は免許の期限が過ぎた後に速やかに提出してください。

なお、報告書の様式は国税庁ホームページの次のリンク先に掲載されています。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/2344\\_03.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/2344_03.htm)

② 免許を受けた販売場ごとに、酒類販売管理者を選任する必要があります。

③ 原価割れ販売を禁止する「酒類の公正な取引に関する基準」等を遵守する必要があります。

④ 自治体等からの各種の要請等がある場合、これに従う必要があります。

※ 無免許による酒類販売の防止及び適切な販売管理を確保する観点から、料飲店等期限付酒類小売業免許に係る免許通知書を販売場の公衆の見やすい場所に掲示していただくようお願いいたします。

(問 12) 酒類販売管理者とは何ですか。

(答) 酒類小売業者は、酒類の小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者は、その選任された販売場において、20 歳未満の者への販売禁止など酒類の販売業務に関し法令を遵守した業務が行われるよう助言・指導を行います。

(問 13) 酒類販売管理者を選任する必要はありますか。また、酒類販売管理研修の受講は必要ですか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許の取得者においても、酒類販売管理研修を受講した者の中から販売場ごとに酒類販売管理者を選任する必要があります。

他方、新型コロナウイルス感染症に基因して研修が開催されていない場合(状況)を踏まえ、免許付与時に、酒類販売管理研修モデルテキストやパンフレット等を用いて、税務署において適正な酒類の販売管理に関する説明を行うこととしています。なお、研修の受講が可能と判断される場合は、確実に研修を受講してください。

※ 研修が開始されていない場合は、以下を必ずお読み下さい。

○ 酒類販売管理研修モデルテキスト(国税庁ホームページ掲載リンク)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hambai/moderutekisuto/01.htm>

○ パンフレット「お酒の適正な販売管理に向けて」(国税庁ホームページ掲載リンク)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/hambaikanri/01.htm>

(問 14) 「酒類の公正な取引に関する基準」等とは何ですか。

(答) 「酒類の公正な取引に関する基準」は、酒類に関する公正な取引につき、全ての酒類業者(免許業者)が遵守しなければならない必要な基準を定めたものです。

具体的には、①酒類を正当な理由なく継続して総販売原価を下回る価格で販売し、かつ、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならないこととされています。

※ この基準に違反した場合は、罰則の適用や販売業免許が取り消されることがあります。

また、酒類販売に当たっては、「酒類に関する公正な取引のための指針」に定めるルール(①合理的な価格の設定、②取引先等の公正な取扱い、③公正な取引条件の設定、④透明かつ合理的なリベート類))を遵守する必要があります。

(参考) 酒類は、酒税の課される財政上重要な物品であり、その酒税はコストとして酒類の価格に織り込まれて転嫁され、最終的に消費者が負担することが予定されています。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性や習慣性を有するなど社会的に配慮を要するものです。酒類については、こうした特殊性を踏まえ、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図る観点から、基準及び指針が定められています。